



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

DGR 5.6版

特 報 2014年6月24日

リチウム金属電池の航空輸送方法 - 2015年（続き）

ICAO Council (国際民間航空機構の理事会) はリチウム金属電池の旅客機での輸送を禁止する案件を審議し、2015-2016年版の Technical Instruction (技術指針) に含めることを承認した。ICAO Council はまた、下に掲げた特別規定 SP A201 も採択した。特別規定 SP A201 は2014年の後期中に ICAO Council に対して、ICAO Dangerous Goods Panel (国際民間航空機構の危険物パネル) がリチウム含有量 0.3g を超えないリチウム金属セル及びバッテリーの包装基準規格に関する成案と旅客機での輸送の許可基準手順を討議、合意を提出することが条件となっている。ICAO Council の許可が得られれば、2015-2016年版の Technical Instruction の Supplement に加えられて公布されることになる。

リチウム・バッテリーに付いては、ICAO Council (理事会) と Air Navigation Council (航空運航理事会) から数多くの関心が寄せられている。これらについては DGP が系統だって審議することが要請されている。この案件には、貨物機に対するリチウム金属バッテリーのもたらす危険性、リチウム金属バッテリーが機器と同梱になっているもの、機器に装着されているもの、並びに、リチウム・イオン・バッテリーがもたらす危険も含まれている。

ICAO Council も ANC も等しく、規則が守られていない場合に付いても強い関心を示した。これを受けて、下に掲げた DGP-WG/LB/2 の Recommendation 5/3 (勧告 5/3) が賛同を得た。ICAO Council は ICAO 事務局に対して、速やかに規則が順守されるよう優先的に作業に入るよう要請した。

3.3.6 上記に鑑み、下に掲げる勧告を作成した。

Recommendation 5/3 – Development of a safety oversight and awareness programme for the safe transport of dangerous goods (勧告 5/3) – 危険物の

安全輸送のための安全監督及び安全意識のプログラムの確立

ICAO はリチウム・バッテリーの輸送に伴うリスクについての危機意識を深める方策を採択し、各国政府がすべての危険物貨物、特にリチウム・バッテリーに重点を置き、安全輸送のための安全監督 (safety oversight) 及び安全意識のプログラム (awareness programme) の確立に、下記の手順により援助をしなければならない。

- a) 意識のキャンペーン (教育訓練などを介して)、
- b) ガイダンス資料の作成、
- c) リチウム・バッテリーを大量に生産している国に対する集中監査

本件は、安全意識の確立、ガイダンス資料の作成、並びに ICAO が実行に移すべき行動プランの設定を目的とする小ワーキング・グループを設立することにより達成できる。

ANC と Council の双方により修正された特別規定 SP A201 を下に掲げてある。”A shipment of lithium metal batteries (リチウム金属バッテリーの貨物)” の文言が特別規定の書き出しに ANC からの要請によって加えられた。この意図は、各国政府が許可を与える際にケース・バイ・ケースで審査するよう促す目的である。許可を与えた政府が ICAO 事務局に許可条件の写しを送らなければならない事を義務付けている。また、提出の期日についても言及している。

SP A201

リチウム金属バッテリーの貨物は、発地国の然るべき官庁と運航者が所属する国の然るべき官庁の定める輸送の条件を記した事前の書面による許可があれば、旅客機による輸送を行なっても差し支えない。条件には ICAO Technical Instruction の Supplement (S-3, 4, Table S-3 1) で設定されている数量の制限、容量の制限、並びに、包装の要件が含まれていなければならない。数量の制限、包装の条件を示した許可書の写しが貨物に付随していなければならない。この特別規定の要件に従って許可を出す当該国の官庁は、許可書の写しを、発行の 3 ヶ月以内に、email を介して Chief of the Dangerous Goods Section (DGS@icao.int) もしくは FAX +1 514-954-6077、もしくは、郵便で下記に送付しなければならない。

Chief, Dangerous Goods Section

International Civil Aviation Organization

999 University Street

Montreal, Quebec

CANADA H3C 5H7

もし、発地国もしくは運航者の所属する国以外の国が ICAO に対して、この特別規定による貨物の輸送に関して、当該国の事前の許可が必要であると言う通知をして

いるならば、それらの国の許可も、適宜、取得しなければならない。

上述の変更点は第 56 版の IATA 危険物規則書に反映される。また、IATA は 2015 年から変更になる条件も含めたリチウム金属バッテリーに関するガイダンス資料も準備する予定にしている。このガイダンス資料の目的とするところは、荷送人の意識向上、また、他の関係者にリチウム金属バッテリーの輸送に関する包装基準 PI 968 Section IA, IB, II の輸送に関する変更点を周知させるためである。

PI 968 のリチウム金属バッテリーの旅客機による輸送禁止が完全に定まったので、運航者でリチウム金属バッテリーを運航者例外規定によって全面禁止としている運航者に対して、運航者例外規定の見直しを要請するものである。

以 上